

御 連 絡

平成 28 年 8 月 日

弁護士法人 法律事務所
弁護士

前略

先日、よりいただきましたご連絡を踏まえ、当職および当事務所所属弁護士間で協議しました結果について、以下の通りご連絡差し上げます。

- 1 先日の さんのお話では、の強いお考えとして①本件捜査懈怠に関与した警察官・検察官を刑事告訴（ないし告発）したい②本件捜査懈怠により貴会の受けた被害について当該捜査懈怠を行った警察官等を相手として損害賠償請求を行いたい③同被害について国賠請求を行いたい④その他、何らかの方法で該当警察官らに責任追及を行いたいとお考えであるとのことでした。

これを受けて、当職および当事務所所属弁護士

において協議検討した結果、以下の通りの結論に達しました。

- 2 まず、上記①について、本件において捜査懈怠に関与した警察官・検察官を刑事告訴（ないし告発）することは法律上不可能であるといわざるを得ません。

その理由は、そもそも本件のような捜査懈怠について、仮にその存在を証明できたとしてもこれを罰する法律が存在していないからです。

我が国においては「罪刑法定主義」という原則が採用されており、法律上犯罪であるとして規定されていない行為について、それが如何に不道德なものであり、如何に社会的非難に相当するものであったとしても、犯罪行為として処罰することはできませんし、そうである以上存在しない犯罪行為についての告訴告発を行うこともできません。

なお、刑法 193 条には「公務員職権濫用罪」という条文が規程されておりますが、同罪は①公務員がその職権を濫用して②人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した場合に成立する犯罪であり、なすべき職務を怠ったというような本件ケースはその構成要件に該当する余地はなく、同罪成立の問題とすることもできません。

以上の理由から、上記①について、本件捜査懈怠に関与した警察官・検察官を刑事告訴（ないし告発）することはできないということをご理解いただきたく存じます。

- 3 次に、上記②についても、結論としては本件捜査懈怠に關与した警察官等に対して個人を相手取って貴会の受けた被害について直接損害賠償請求を行うことは法律上不可能であるといわざるを得ません。

その理由は、公務員による業務中の不法行為については、「国又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責めに任ずる」（国家賠償法第1条1項）と規定されており、そのため当該公務員個人を相手取って直接損害賠償請求を行うことはできないというのが学説の多数説であると同時に最高裁判所の確定した判断であるからです（最判昭和30年4月19日）。

なお、これは国賠請求事案についての判断であることから明らかなとおり、当該公務員の職務行為が「違法行為」である場合についての判断ですので、本件における警察官等の捜査懈怠が「違法行為」であること（そのため貴会が公務員の違法行為によって被害を受けているということ）は、上記最高裁の判断を覆す論拠として用いることはできないものということになります。

そのため、本件捜査懈怠を行った警察官等に対し、当該人物を相手方として直接損害賠償請求を行うことも、理論的に不可能であるということをご理解いただく必要がございます。

- 4 さらに、上記③についてですが、これは理論的には可能であるものと結論付けられます。

もともと、理論的には可能というのは法律上立論することが可能であるという意味であり、具体的に国家賠償請求を行うにあたってはその要件を充たすか否か、立証しきれるかどうかという点で以下のような懸念があることは否定できません。

また、国家賠償請求の方法によったとしても、現在当職が把握しております事情に基づくと、その勝訴の見通しは芳しくなく、最終的に勝訴することは極めて困難であるということは十分にご理解いただく必要がございます。これは、警察組織による犯罪捜査については一定程度警察による裁量的な判断の余地があり（誤解を恐れずに言えば、限られた人的資源と時間をどの事件にどの程度投入するかという判断については警察に委ねられているということです）、本件についても同裁量の範囲内であるという判断がなされる可能性が極めて高いということです。

もちろん、本件においては（その真偽は明らかではありませんが）警察OBとして警察署にて捜査妨害と評価しうる言動を行っていたとの情報もお聞きしておりますし、そもそも貴会の父親の存在から警察署所属の警察官に捜査に対する緩みが生じた可能性も否定できないものと

思います。また場合によっては単なる過失や気の緩みの枠を超えて、意図的に
への刑事責任追及を困難ならしめようとの行動がなされた可能性も完全
に否定できるものではありません。

しかしながら、これらの多くは最終的には当該警察官の内心の問題に帰着し
てしまうものばかりであり、客観的証拠に基づいて立証することがそもそも不
可能であるばかりか、上記警察に与えられている裁量的判断の枠内であるとし
て結果論としてはともかく当時の状況としては妥当な判断であったなどとし
て言い逃れすることが容易なものであるとも危惧されます（要するに、「当時
としては本件捜査で十分に証拠を固めることが出来ると判断しており、その判
断は当時としては間違っていないが、予想に反して操作が難航し、気付いた
時には手遅れになっていた」との言い逃れがなされる可能性が非常に高いで
す）。

このような状況に鑑みると、国家賠償請求を行うとの方法は、上記①ないし②
とは異なり法律上立論することは十分に可能なものであると言えますが、結論
として賠償請求が認められる可能性という点では非常に厳しいものといわざ
るをえません。

なお、当職としては必要以上にネガティブな意見を具申するものではありません
が、法的観点から見た正確な情勢判断と見通しをお伝えし、その上で貴会に
今後の方針を決定していただけるように十分な説明を行う責務がございます
ので、この点は重ね重ね十分にご理解いただけますようお願いいたします。

加えて、国賠請求を行う場合、その相手方（被告）は〇〇県警や、〇〇
警察署ではなく、〇〇県となります。そのため、訴訟の相手方として対外的な
行動を取るのは、〇〇県であり、〇〇県警ではなく、〇〇県との戦いとなるという
ことをご理解いただく必要があるかと思っておりますので、お伝えいたします（ただ
し、相手方内部においてどのような対応システムが構築されるかは分かりませ
んのので、相手方内部において実質的に活動するのは、〇〇県警関係者であるとい
うこともあり得るかとは思いますが）。

5 上記④のその他の何らかの方法による責任追及についてですが、大変恐縮で
すが、現時点においてこれ以上法律上採りうる方法はございません。

本来、上記④に該当し得る方策としては、「公安委員会への苦情申出」「担当
検察官への再捜査の申し入れ」「検察審査会への審査申立」などが想定される
ところではありますが、これらは既に実施済みのものとなるからです。

また、法律上のものではないものの、事実上の採るべき方策（採っておく方が
望ましいと思慮される方策）としては、検察審査会による不起訴不当の議決を
受けての再捜査に向けて、検察及び警察に誠実かつ真摯な捜査を行うように申
入書を提出しておくというものがあります。これは検察ないし警察に真摯な

再捜査を促し、不誠実な捜査を繰り返さないように釘を刺すことを目的とするものです。

その他に想定しうる方策としては、自らの発信力をご活用いただき社会に問題提起を行い、警察ないし検察において自主的に自浄のための努力をしなければならぬと考えざるを得なくなるように社会のうねりを作っていくというものが考えられ、その際には今回の検察審査会の議決を活用することも有効かと思えます（もっとも、このような社会のうねりを作り出すことは容易ではないとも思います）。

6 前回、さんとお話させて頂きました際にお聞かせいただいた のお考えを踏まえまして、当職および当事務所所属弁護士において協議検討した結果は以上となります。

結論としては上記①②の方策をとることは立論そのものが不可能であるということになり、上記③の方法は立論自体は十分に可能であり、上記④の方法の内、法的手段として挙げられるものは既に実施済みでありその他の方法は事実上のものにとどまるということになります。

そのため、本件について今後法的手段により行動を起こすとなれば、上記③の国賠請求訴訟を提起するという方法を探ることとなります。

そこで、 におかれましては上記③の国賠請求訴訟を提起するか否かのご判断をいただけますようお願いするとともに、繰り返しになりますが上記の国賠請求訴訟を提起した場合の今後の見通しについても正しくご認識をお持ちの上で、右ご判断をいただけますようお願い申し上げます。

なお、貴会のご判断が上記③の国賠請求訴訟の提起を行うというものであり、かつ当職にご依頼いただける場合には、概算ですが着手金として金 万円（税別）、同国賠請求訴訟において勝訴した場合には成功報酬金として金 万円（税別）の弁護士費用のご負担をお願いいたしたく存じます（従前お渡ししたことのある「弁護士報酬基準第15条、第16条」により、経済的利益を算出不能として800万円と定めた上で第16条の基準により算出いたしました）。

この弁護士費用のご負担も含めて、上記③の国賠請求訴訟を提起されるか否かをご判断いただければと思います。